この資料は、税制研究会の議論材料として施策担当部署が作成したものです。 記載内容は決定・実施されているものではありません。 既存税制のグリーン化案の概要

_	以1子代前のケケーンに来の似女 
項目	内容
タイトル	スマートハウスに対する減税措置
施策名称	○省エネルギー型の住宅を普及します。【新築住宅・建物対策】(RM(1)-1-1) ○再生可能エネルギーの普及の仕組みを作ります。(RM(4)-2-22) ○エネルギーマネジメント(家庭のエネルギー管理の推進)(新実行計画) ○再生可能エネルギーの普及/普及に向けた仕組みづくり(新実行計画)
背景	「中期4か年計画」では、CO-DO30を礎として、国が新たに掲げる「温室効果ガス排出量を2020年までに25%、2050年までに80%削減(1990年比)」という高い目標を本市としても達成するとしており、地球温暖化対策推進法に基づく「横浜市地球温暖化対策実行計画」(策定中)においても同様の目標を掲げている。目標達成のためには、従来の枠組みを超えた新たな取組を行うことが必要である。その一つとして、再生可能エネルギーの大量導入を可能とさせる次世代のエネルギーインフラである「スマートグリッド」の構築に向けて、「横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)」に取り組んでおり、本市は、経済産業省から「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として選定されている。スマートグリットは、地域エネルギーマネジメントシステム(CEMS(セムス))を通じて、一定地域におけるエネルギーの需給者間においてエネルギーの融通や制御を行うためのエネルギーネットワークである。これを構築するためには、住宅への太陽光発電設備やエネルギー管理システムであるホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS(ヘムス))等の導入が不可欠である。
目 的	スマートグリッドにおいて必要な設備を備えた住宅を普及させるため、税制によるインセンティブを与ることにより、需要家である市民の初期コスト負担の軽減を 図る。
税 の 種 類	固定資産税及び都市計画税
グリーン化の 対 象	一定基準の太陽光発電設備、ホームエネルギーマネジメントシステム等を設置している家屋(これらを「スマートハウス」と総称する) <想定する対象設備> ・太陽光発電設備 ・HEMS ・蓄電池 ※太陽光発電設備及びCEMSに連系しエネルギー制御機能を持つHEMSは、スマートグリッド構築には不可欠である。しかし、現時点では、CEMSに連系するHEMSの仕様・規格が明確ではないため、実証事業を通じ検証する。
特定方法	<ul><li>○太陽光発電:電力需給契約で特定可能</li><li>○HEMS、蓄電池:新たな仕組みが必要</li></ul>
グリーン化の 内 容	税制活用方法 不均一課税 一定基準の太陽光発電設備、エネルギーマネジメントシステム等を設置している 家屋 (スマートハウス) について、一定期間、固定資産税等の減額措置を行う。 (現行の新築住宅に対する 1/2 の減額と同様かそれ以上)
参考数値	標準的な木造 2 階建の戸建住宅(床面積 125 ㎡)の場合 評価額:8,750,000円 軽減額:固定資産税 61,250円 都市計画税 13,125円
実施期間	引き続き検討 ※現時点では、スマートグリッド構築に必要なHEMSの仕様・規格が明確でない ため、実証事業等の状況を踏まえ、国(経済産業省)において規格の標準化が図ら れた段階でより具体的な検討を行う。